

施設の運営方法について

方法	概要	
直営	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体自ら管理運営を行う方式。 ○運営や施設の維持管理業務の一部を業務委託することは可能である（警備や清掃等の施設の維持管理業務が民間に委託される場合が多い）。 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体の方針を直接運営に反映できる。 ○自治体内部の連携や、他の公共施設、施策等との連携を図りやすい。 ○事業の安定性、継続性を担保しやすい。
		<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政特有の規則等により、柔軟性に欠けることがある。 ○コスト意識が低下する可能性がある。 ○外的環境に応じて柔軟に事業内容を見直す際に、対応できる人員の確保が難しい。
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体が設置する施設の維持管理・運営を、自治体の指定する法人、その他の団体が一定期間実施する制度。 ○一つの事業者が指定管理者となる場合の他、複数の事業者によるコンソーシアム等が指定管理者となることもできる。 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間の専門性や活力、柔軟性を活かし、経営的な発想や手法を用いた事業の展開、サービスの向上を図ることができる。 ○民間のノウハウにより、事業の効率化が期待できる。 ○民間事業者にとってのモチベーション向上により、事業成果の拡大が期待できる。
		<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者の公募・選定にあたり、自治体の負担が増える場合がある。 ○指定管理期間が通常 3～5 年と短期間であることが多いことから、中長期的な視点での事業展開、事業の安定性や継続性の担保に留意する必要がある。 ○事業の現場で培われるノウハウが自治体内部に蓄積されにくい。 ○長期的視点に立った運営や人材育成が難しくなる傾向がある。 ○文化施設等において、学術性よりも採算性が重視される可能性がある。
民間移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○施設を自治体が建設した上で、民間事業者等に有償若しくは無償で貸与または譲渡し、その管理運営を委ねる方式。 ○管理運営にかかる費用は、基本的に民間事業者が利用料収入等の中から負担する。 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間の専門性や活力、柔軟性を活かし、経営的な発想や手法を用いた事業の展開、サービスの向上を図ることができる。 ○民間事業者にとって、震災復興に関する新規ビジネスの機会が創出される。 ○施設や設備の中長期的な管理・改修等について市の負担がなくなる。
		<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の方向性について市及び地域住民の意向との乖離が生じる可能性がある。 ○譲渡の受皿がない可能性がある。 ○譲渡後の経営破綻等により、業務の継続が困難となる場合がある。